⑵　都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、⑴により報告された事項のうち医療の安全の確保のために特に必要な事項として厚生労働省令で定めるものを公表しなければならないものとする。（第六条の十二の二第四項関係）

⑶　都道府県知事は、⑴の病院又は診療所の管理者が⑴による報告等をせず、又は虚偽の報告をしたときは、期間を定めて、当該病院又は診療所の開設者に対し、当該管理者をしてその報告を行わせ、又はその報告の内容を是正させることを命ずることができるものとする。（第六条の十二の二第五項関係）

３　基準病床数に係る都道府県知事の権限の見直しに関する事項

⑴　都道府県知事は、病院の開設の許可（療養病床等（療養病床又は一般病床をいう。以下同じ。）に関するものに限る。）又は診療所の病床の設置の許可等の申請があった場合において、次のいずれにも該当するときは、当該申請をした者（以下この３において「申請者」という。）に対し、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む６の⑵のロの構想区域において病院の開設、診療所の病床の設置等が必要である理由その他の厚生労働省令で定める事項（以下この３において「理由等」という。）を記載した書面を提出し、かつ、９の⑴の協議の場における協議に参加するよう求めるものとする。（第七条の二第三項関係）

イ　当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む地域（７の⑴の医療計画において定める医療法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域（以下「二次医療圏」という。）をいう。）における療養病床及び一般病床の数の合計が、当該申請に係る病院の開設又は診療所の病床の設置等によって、７の⑴の医療計画において定めるその二次医療圏の療養病床及び一般病床に係る基準病床数に満たないと認めるとき。

ロ　当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む６の⑵のロの構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、６の⑴の地域医療構想において定める当該構想区域における厚生労働省令で定めるところにより算定された病床の機能（病院又は診療所の病床において提供する患者の病状に応じた医療の内容をいう。以下同じ。）に応じ厚生労働省令で定める区分ごとの将来の病床数の必要量（以下単に「将来の病床数の必要量」という。）の合計に既に達しているか、又は当該申請に係る病院の開設若しくは診療所の病床の設置等によってこれを超えることになると認めるとき。

⑵　申請者は、⑴により都道府県知事から求めがあったときは、これに応ずるよう努めなければならないものとする。（第七条の二第四項関係）

⑶　都道府県知事は、⑴の協議の場における協議が調わないときその他の厚生労働省令で定めるときは、申請者に対し、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう求めることができるものとする。（第七条の二第五項関係）

⑷　申請者は、⑶により都道府県知事から求めがあったときは、都道府県医療審議会に出席し、理由等について説明をするよう努めなければならないものとする。（第七条の二第六項関係）

⑸　都道府県知事は、⑴の協議の場における協議の内容及び⑷の説明の内容を踏まえ、６の⑴の地域医療構想の達成の推進のために当該申請に係る病床を必要としないと認めるときは、申請者（公的医療機関等に限る。）に対し、病院の開設又は診療所の病床の設置等の許可を与えないことができるものとする。（第七条の二第七項関係）

４　病床の機能の分化及び連携の推進のための協議に関する事項

⑴　都道府県知事は、次のいずれかに該当するときは、６の⑴の地域医療構想の達成に向けた病床の機能の分化及び連携を推進する必要があると認めるイの構想区域又はロの二次医療圏に所在する病院（療養病床等を有するものに限る。）又は診療所（都道府県知事の許可を得て病床を設置するものに限る。）の開設者又は管理者に対し、９の⑴の協議の場における協議に参加するよう求め、病床の機能の分化及び連携の推進のために必要な事項について協議を行うことができるものとする。（第七条の四第一項関係）

イ　６の⑵のロの構想区域における療養病床及び一般病床の数の合計が、６の⑴の地域医療構想において定める当該構想区域における療養病床及び一般病床に係る将来の病床数の必要量の合計に既に達しているとき。

ロ　７の⑴の医療計画において定める二次医療圏における療養病床及び一般病床の数（医療法第七条の二第九項の補正が行われた既存の病床数をいう。）の合計が、７の⑴の医療計画において定める当該二次医療圏における療養病床及び一般病床に係る基準病床数に既に達しているとき。

⑵　⑴の病院又は診療所の開設者又は管理者は、⑴に基づき９の⑴の協議の場における協議に参加するよう都道府県知事から求めがあった場合には、これに応ずるよう努めるとともに、当該協議の場において９の⑴の関係者間の協議（当該開設者又は管理者が参加した場合に限る。）が調った事項については、その実施に努めなければならないものとする。（第七条の四第二項関係）

５　基本方針に関する事項

⑴　厚生労働大臣は、第２の１の総合確保方針及び第２の６の⑴の医療情報化推進方針に即して、基本方針（良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制（以下この第１において「医療提供体制」という。）の確保を図るための基本的な方針をいう。以下この第１において同じ。）を定めるものとする。（第三十条の三第一項関係）

⑵　基本方針において定める事項に、次に掲げる事項を追加する。（第三十条の三第二項第六号、第十二号関係）

イ　地域における医療機関機能（病院又は診療所ごとに地域の医療提供施設として提供する医療の内容をいう。以下同じ。）の分化及び連携並びに医療を受ける者に対する医療機関機能に関する情報の提供の推進に関する基本的な事項

ロ　６の⑴の地域医療構想の作成及び進捗状況の評価に関する基本的な事項

６　地域医療構想の位置付けに関する事項

⑴　都道府県は、基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）を定めるものとする。（第三十条の三の三第一項関係）

⑵　地域医療構想においては、次に掲げる事項を定めるものとする。（第三十条の三の三第二項関係）

イ　将来の医療提供体制の基本的な方向に関する事項

ロ　地域における医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携を推進するための基準として厚生労働省令で定める基準に従い定める区域（以下「構想区域」という。）

ハ　構想区域における８の⑴の医療機関機能に応じ厚生労働省令で定める区分ごとの将来の医療機関機能の見通し（療養病床等に関する部分に限る。）

ニ　構想区域における将来の病床数の必要量（療養病床等に関する部分に限る。）

ホ　地域医療構想の達成に向けた医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携の推進に関する事項

ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のために必要なものとして厚生労働省令で定める事項

ト　医療機関機能及び病床の機能に関する情報の提供の推進に関する事項

⑶　都道府県は、地域医療構想を作成するに当たっては、８の⑴の医療機関機能等報告対象病院等の管理者等による医療機関機能又は病床の機能等に関する報告の内容並びに人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を勘案しなければならないものとする。（第三十条の三の三第三項関係）